

## O T Cデリバティブ清算業務における信託スキームの導入に伴う 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正について

### I. 改正趣旨

現在、当社における金利スワップ取引清算業務及びC D S清算業務に関する証拠金等(以下で定義する。)については、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書及びC D S清算業務に関する業務方法書に規定するところにより、当社の固有資産、他の清算業務に係る預かり資産等とは区分して管理しているところ、清算参加者より、担保保管の安全性をより高めるために信託による担保管理を求める意見が提示された。

清算参加者からの意見を踏まえ、清算参加者及び清算委託者から預託を受けた証拠金等に関し、定期的に信託設定を行うことで、当社破綻時に清算参加者及び清算委託者に帰属すべき証拠金等を適切に返還することを目的として、金利スワップ取引及びC D S取引について信託による担保管理スキームを導入することに伴い、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書及びC D S清算業務に関する業務方法書等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

### II. 改正概要

#### 1. 証拠金等の運用

##### (1) 証拠金等の運用方法

- ・ 金銭により当社に預託された証拠金等については、金融機関に対する有担保によるコール資金の貸付、信託業務の営む銀行の銀行勘定に対する貸付又は信託業務を営む銀行への普通預金のいずれかの方法により運用を行うものとする。
- ・ 代用有価証券により当社に預託された証拠金等については、運用は行わない。

##### (2) 運用により生じた収益又は損失の取扱い

- ・ 当社は、証拠金等の運用により生じた収益から、当該運用に係る手数料等を差し引くものとし、当該差引後の額を、金銭により当社に預託している証拠金等の額の平均預託額に応じて按分した額について、清算参加者及び清算委託者に対して支払うものとする。
- ・ 運用先の破綻等により損失が生じた場合には、当該損失は金銭により当社に証拠金等を預託している清算参加者及び清算委託者が、その預託額に応じて負担するものとする。

(備 考)

・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い(以下「I R S業務方法書の取扱い」という。)第44条の2、C D S清算業務に関する業務方法書の取扱い(以下「C D S業務方法書の取扱い」という。)第52条の3

・ I R S業務方法書の取扱い第44条の3、C D S業務方法書の取扱い第52条の4

・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書第87条、C D S清算業務に関する業務方法書第88条

## 2. コラテラル手数料

- ・清算参加者は、コラテラル手数料として、信託スキームの導入に伴い当社が負担する費用（信託報酬等のうち、代用有価証券に係る費用に限る。）を当社に対して支払う。
- ・金銭により当社に預託されている証拠金等に関して当社が負担する費用については、清算参加者への課金は行わない。

金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則第5条の4、CDS清算業務に係る手数料に関する規則第5条の2

## 3. その他

- ・その他、所要の改正を行うものとする。

## III. 施行日

平成26年2月24日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
2. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
3. 金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表
4. C D S 清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表
5. C D S 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表
6. C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算預託金の管理及び運用)</p> <p>第 8 7 条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 <u>金銭により当社に金利スワップ清算基金、当初証拠金又は破綻時証拠金を預託している清算参加者及び清算委託者は、第 2 項の運用により生じた損失について、当社が定めるところにより按分した額を当社に支払うものとする。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する清算参加者及び清算委託者が当社に支払うべき額は、当該清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金から当社の定める方法に従って充当されるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 6 年 2 月 2 4 日から施行する。</p>	<p>(清算預託金の管理及び運用)</p> <p>第 8 7 条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算預託金の運用)</p> <p>第44条の2 <u>前条第1項第1号b及び同条第2項第1号bに定める方法により管理されているもののうち、清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金に関して当社が行う業務方法書第87条第2項に規定する運用は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融機関に対する有担保によるコール資金の貸付</u></p> <p><u>(2) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行の銀行勘定に対する貸付</u></p> <p><u>(3) 金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行への普通預金</u></p>	<p>(清算預託金の運用)</p> <p>第44条の2 <u>業務方法書第87条第2項に規定する運用は、FCM清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者に係る当初証拠金以外の清算預託金を対象とする。</u></p>
<p>2 <u>前条第3項に定める方法により管理されているもののうち、FCM清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者が金銭により当社に預託している当初証拠金に関して当社が行う業務方法書第87条第2項に規定する運用は、当該清算委託者の当初証拠金を信託している信託業務を営む銀行への普通預金により行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(清算預託金の運用により生じた収益又は損失の取扱い)</p> <p>第44条の3 <u>業務方法書第87条第4項に規定する利息は、運用により生じた収益の合計額から当社が公示により定める金額を控除した残額を、各清算参加者及び各清算委託者が金銭によ</u></p>	<p>(新設)</p>

り当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を当社が公示により定める期間において平均した額に応じて按分した額とする。

2 当社は、前項の規定により算出された利息を各清算参加者及び各清算委託者に支払うものとする。このうち、清算委託者に係る利息については、当該清算委託者が有価証券等清算取次ぎの委託を行っている受託清算参加者に支払うものとし、当該受託清算参加者は、当社から清算委託者に係る利息として受領した金銭の全部を当該清算委託者に前項の規定により算出された利息として支払うものとする。

3 業務方法書第87条第5項に規定する各清算参加者及び各清算委託者が負担する額は、損失額を当社が公示により定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額に応じて按分した額とする。

4 業務方法書第87条第6項に規定する当社が定める方法は、前項の規定により算出された各清算参加者及び各清算委託者が負担する損失の額を、前項に定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託している金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の額に応じて按分し、当該按分後の損失の額を当該金銭により当社に預託された金利スワップ清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金から充当する方法とする。

付 則

この改正規定は、平成26年2月24日から施行する。



金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(コラテラル手数料)</p> <p>第5条の4 コラテラル手数料は、清算参加者が当社に金利スワップ清算基金、当初証拠金（清算約定（委託分）に係るものを含む。）及び破綻時証拠金（以下本条においてこれらを併せて「清算基金等」という。）として預託している代用有価証券の管理に係る費用その他清算基金等の管理に関して清算参加者の要望に応じたことにより当社が負担した費用に相当する額とする。</p> <p>2 各清算参加者のコラテラル手数料は、計算期日（3月、6月、9月及び12月末日（当該日が休業日（臨時休業日を除く。以下本項において同じ。）の場合には、その翌日（休業日を除く。））をいう。以下本項において同じ。）の翌日から次の計算期日までの期間（以下本項において「計算期間」という。）ごとに当該各清算参加者について次の各号に掲げる費用を合計した額とする。</p> <p>(1) 国債証券の管理に係る費用 次の算式により算出される額</p> <p style="padding-left: 2em;">(各清算参加者が国債証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、一の計算期間において平均した額) × (当該計算期間の日数) / (当該計算期間の属する計算年度の日数) × 0.16 / 10,000</p> <p>(2) 米国財務省証券の管理に係る費用 次のaからcに掲げる算式により算出される額の合計額</p> <p>a (各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額</p>	<p>(新設)</p>



(当社が公示により定めるところにより円換算した額をいう。)の合計額を、一の計算期間において平均した額) × (当該計算期間の日数) / (当該計算期間の属する計算年度の日数) × 0.16 / 10,000

b (各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の各月末日の経過時点における時価(当社が公示により定めるところにより算出する額をいう。))の合計額) × (当該各月の日数) / (当該計算期間の属する計算年度の日数) × 0.85 / 10,000

c 15米ドル × (各清算参加者が、清算基金等に関して、各月において当社に米国財務省証券の預託又は返戻の指図を行った回数)

(3) 前2号に掲げる費用のほか、清算基金等の管理に関して清算参加者の要望に応じたことにより当社が負担した費用のうち、当該清算参加者の要望に係る額

(手数料の支払時期等)

第7条 (略)

2 清算参加者は、各計算期間において算出されるコラテラル手数料(第5条の4第2項第2号b及びcに掲げる費用を除く。)を、当該計算期間の末日の属する月の翌々月20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、消費税及び地方消費税相当額を加算して当社に支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者は、第5条の4第2項第2号b及びcに掲げる各月のコラテラル手数料を、当該各月の3か月後の月の20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、当社に支払うものとする。

(手数料の支払時期等)

第7条 (略)

(新設)

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年2月24日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第5条の4第2項の規定にかかわらず、この改正規定施行後最初の計算期間は、施行日から平成26年3月31日までの期間とする。

CDS 清算業務に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(CDS 清算基金の預託)</p> <p>第 1 7 条 清算参加者は、当該清算参加者の当社に対する CDS 清算業務に係る一切の債務（<u>第 4 項</u>において「被担保債務」という。）を担保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合において本業務方法書等の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的で、当社が定めるところにより、CDS 清算基金を当社に預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> CDS 清算基金の預託は、CDS 清算基金が金銭である場合には担保目的の消費寄託とし、CDS 清算基金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。</p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p>(CDS 清算基金の預託)</p> <p>第 1 7 条 清算参加者は、当該清算参加者の当社に対する CDS 清算業務に係る一切の債務（<u>第 5 項</u>において「被担保債務」という。）を担保する目的及び当社が他の清算参加者の破綻等を認定した場合において本業務方法書等の定めるところにより当社に生じた損失の補填に充てる目的で、当社が定めるところにより、CDS 清算基金を当社に預託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>CDS 清算基金には利息を付さない。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> CDS 清算基金の預託は、CDS 清算基金が金銭である場合には担保目的の<u>無償</u>の消費寄託とし、CDS 清算基金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。</p> <p><u>7</u> (略)</p>
<p>(証拠金の目的)</p> <p>第 6 1 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 証拠金の預託は、本業務方法書等に別段の定めがある場合を除き、証拠金が金銭である場合には担保目的の消費寄託とし、証拠金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。</p>	<p>(証拠金の目的)</p> <p>第 6 1 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 証拠金の預託は、本業務方法書等に別段の定めがある場合を除き、証拠金が金銭である場合には担保目的の<u>無償</u>の消費寄託とし、証拠金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。</p>
<p>(当初証拠金の預託義務)</p> <p>第 6 3 条 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(当初証拠金の預託義務)</p> <p>第 6 3 条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>当社は、当初証拠金には利息を付さない。</u></p>

<p>(清算預託金の管理及び運用)</p> <p>第 8 8 条 (略)</p> <p>2 <u>当社は、清算預託金を預託した清算参加者のために、当社の定めるところにより清算預託金を運用することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の運用により生じた収益又は損失(運用に必要な費用及び手数料を含む。)については、当社に帰属するものとする。</u></p> <p>4 <u>当社は、第 2 項の運用により収益が生じた場合には、当社が定めるところにより、清算預託金について利息を付すことができる。</u></p> <p>5 <u>金銭により当社に C D S 清算基金、当初証拠金又は破綻時証拠金を預託している清算参加者及び清算委託者は、第 2 項の運用により生じた損失について、当社が定めるところにより按分した額を当社に支払うものとする。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する清算参加者及び清算委託者が当社に支払うべき額は、当該清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託している C D S 清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金から当社の定める方法に従って充当されるものとする。</u></p>	<p>(清算預託金の管理)</p> <p>第 8 8 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(清算預託金等の目的外利用の禁止)</p> <p>第 8 9 条 当社は、本業務方法書等の定めるところにより清算預託金を管理又は運用(清算参加者に前条第 4 項の利息を支払うことを含む。)する場合及び本業務方法書等の定めるところにより清算預託金を清算参加者又は清算委託者に返還する場合を除き、清算預託金の利用、振替、振込み若しくは払出しを行い、又は清算預託金を第三者に譲渡し、若しくは第三者のために質権その他の担保権を設定するなどの処分行為をしてはならない。</p>	<p>(清算預託金等の目的外利用の禁止)</p> <p>第 8 9 条 当社は、本業務方法書等の定めるところにより清算預託金を管理する場合及び本業務方法書等の定めるところにより清算預託金を清算参加者又は清算委託者に返還する場合を除き、清算預託金の利用、振替、振込み若しくは払出しを行い、又は清算預託金を第三者に譲渡し、若しくは第三者のために質権その他の担保権を設定するなどの処分行為をしてはならない。</p>
<p>付 則</p>	

この改正規定は、平成26年2月24日から施行する。

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(清算預託金の運用)</p> <p><u>第52条の3 前条第1項第1号b及び同条第2項第1号bに定める方法により管理されているもののうち、清算参加者及び清算委託者が金銭により当社に預託しているCDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金に関して当社が行う業務方法書第88条第2項に規定する運用は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 金融機関に対する有担保によるコール資金の貸付</u></p> <p><u>(2) CDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行の銀行勘定に対する貸付</u></p> <p><u>(3) CDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金を信託している信託業務を営む銀行への普通預金</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(清算預託金の運用により生じた収益又は損失の取扱い)</p> <p><u>第52条の4 業務方法書第88条第4項に規定する利息は、運用により生じた収益の合計額から当社が公示により定める金額を控除した残額を、各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託しているCDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額を当社が公示により定める期間において平均した額に応じて按分した額とする。</u></p> <p><u>2 当社は、前項の規定により算出された利息を各清算参加者及び各清算委託者に支払うものとする。このうち、清算委託者に係る利息については、当該清算委託者が有価証券等清算取次ぎ</u></p>	<p>(新設)</p>

の委託を行っている受託清算参加者に支払うものとし、当該受託清算参加者は、当社から清算委託者に係る利息として受領した金銭の全部を当該清算委託者に前項の規定により算出された利息として支払うものとする。

3 業務方法書第88条第5項に規定する各清算参加者及び各清算委託者が負担する額は、損失額を当社が公示により定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託しているCDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額に応じて按分した額とする。

4 業務方法書第88条第6項に規定する当社が定める方法は、前項の規定により算出された各清算参加者及び各清算委託者が負担する損失の額を、前項に定める日時における当該各清算参加者及び各清算委託者が金銭により当社に預託しているCDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金の額に応じて按分し、当該按分後の損失の額を当該金銭により当社に預託されたCDS清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金から充当する方法とする。

様式第3号 清算受託契約の様式

CDS清算受託契約書

(証拠金の預託の性質)

第21条 証拠金の預託は、本業務方法書に別段の定めがある場合を除き、証拠金が金銭である場合には担保目的の消費寄託とし、証拠金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。

付 則

様式第3号 清算受託契約の様式

CDS清算受託契約書

(証拠金の預託の性質)

第21条 証拠金の預託は、本業務方法書に別段の定めがある場合を除き、証拠金が金銭である場合には担保目的の無償の消費寄託とし、証拠金が代用有価証券である場合には担保目的の無償の消費貸借とする。

この改正規定は、平成26年2月24日から施行する。



CDS 清算業務に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、清算手数料、任意解約時清算手数料、<u>クレジットイベント決済手数料及びコラテラル手数料</u>とする。</p> <p>(コラテラル手数料)</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 業務方法書第16条に規定する当社が定める手数料は、清算手数料、任意解約時清算手数料<u>及びクレジットイベント決済手数料</u>とする。</p>
<p>第5条の2 <u>コラテラル手数料は、清算参加者が当社にCDS清算基金、当初証拠金（清算約定（委託分）に係るものを含む。）及び破綻時証拠金（以下本条においてこれらを併せて「清算基金等」という。）として預託している代用有価証券の管理に係る費用その他清算基金等の管理に関して清算参加者の要望に応じたことにより当社が負担した費用に相当する額とする。</u></p> <p>2 <u>各清算参加者のコラテラル手数料は、計算期日（3月、6月、9月及び12月末日（当該日が休業日（臨時休業日を除く。以下本項において同じ。）の場合には、その翌日（休業日を除く。））をいう。以下本項において同じ。）の翌日から次の計算期日までの期間（以下本項において「計算期間」という。）ごとに当該各清算参加者について次の各号に掲げる費用を合計した額とする。</u></p> <p><u>(1) 国債証券の管理に係る費用 次の算式により算出される額</u></p> <p><u>（各清算参加者が国債証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、一の計算期間において平均した額）×（当該計算期間の日数）／（当該計算期間の属する計算年度の日数）×0.16／10,000</u></p>	<p>(新設)</p>

(2) 米国財務省証券の管理に係る費用 次  
の a から c に掲げる算式により算出される額  
の合計額

a (各清算参加者が米国財務省証券により  
当社に預託している清算基金等の額面金額  
(当社が公示により定めるところにより円  
換算した額をいう。)の合計額を、一の計  
算期間において平均した額) × (当該計算  
期間の日数) / (当該計算期間の属する計  
算年度の日数) × 0.16 / 10,000

b (各清算参加者が米国財務省証券により  
当社に預託している清算基金等の額面金額  
の各月末日の経過時点における時価 (当社  
が公示により定めるところにより算出する  
額をいう。)の合計額) × (当該各月の日  
数) / (当該計算期間の属する計算年度の  
日数) × 0.85 / 10,000

c 15米ドル × (各清算参加者が、清算基  
金等に関して、各月において当社に米国財  
務省証券の預託又は返戻の指図を行った回  
数)

(3) 前2号に掲げる費用のほか、清算基金  
等の管理に関して清算参加者の要望に応じた  
ことにより当社が負担した費用のうち、当該  
清算参加者の要望に係る額

(手数料の支払時期等)

第6条 (略)

2 清算参加者は、各計算期間において算出され  
るコラテラル手数料 (第5条の2第2項第2号  
b及びcに掲げる費用を除く。)を、当該計算  
期間の末日の属する月の翌々月20日 (同日が  
当社営業日でない場合には、翌当社営業日)ま  
でに、消費税及び地方消費税相当額を加算して  
当社に支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、清算参加者は、 (新設)

(手数料の支払時期等)

第6条 (略)

(新設)

(新設)

第5条の4第2項第2号b及びcに掲げる各月のコラテラル手数料を、当該各月の3か月後の月の20日(同日が当社営業日でない場合には、翌当社営業日)までに、当社に支払うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年2月24日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 第5条の2第2項の規定にかかわらず、この改正規定施行後最初の計算期間は、施行日から平成26年3月31日までの期間とする。